

中小企業者向け省エネ促進税制

省エネ設備等の取得により、最大で
取得価額（上限2,000万円）の1/2が
事業税額から減免*されます！

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援しております。

都内の事業所に設置する設備（導入推奨機器に限る。）が対象であり、企業の業種に制限はありません。また、事業の用に供される空調や照明等、どこでも導入されている設備が対象となっていますので是非ご活用ください！



《減免までの流れ》

■対象者

- ・ 中小企業者（資本金1億円以下の法人等、個人事業者）

省エネ設備取得

■対象設備

・ 空調設備	エアコンディショナー・ガスヒートポンプ
・ 照明設備	LED照明器具 等
・ 小型ボイラー設備	小型ボイラー類
・ 再生可能エネルギー設備	太陽光発電システム 等

※環境局による導入推奨機器の指定を受けた機器
 詳細は「省エネ促進税制機器」で検索
http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/eco_energy/

省エネ促進税制機器

<対象機器に関するお問い合わせ>

クール・ネット東京
 03-5990-5091

■要件

- ・ 環境局へ「地球温暖化対策報告書」を提出していること
 - ・ 取得設備は環境局が導入推奨機器として指定する設備であること 等
- ※他にも要件がございます。詳細は主税局HP等をご確認ください。

■減免額（*）

- ・ 設備の取得価額（上限2,000万円）の1/2を事業税額から減免
 ただし、事業税額の1/2を限度とする

<減免に関するお問い合わせ>

- ⇒①法人事業税について
- ⇒②個人事業税について

① 法人事業税班（主税局）
 03-5388-2963
 ② 個人事業税班（主税局）
 03-5388-2969

事業税
 減免

※詳細は「主税局 環境減税」で検索
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kangen-tokyo.html>

主税局 環境減税